


幼児教育の無償化の具体的なイメージ (例)

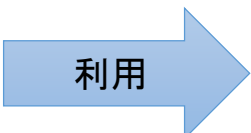

3歳～5歳
 (保育の必要性の認定事由に該当する子供)

- ・共働き家庭
- ・シングルで働いている家庭など



幼稚園、保育所、認定こども園、障害児通園施設 (※)

無償
(幼稚園は月2.57万円まで)



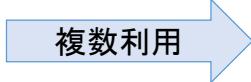
幼稚園の預かり保育

幼稚園保育料の無償化(月2.57万円まで)に加え、月1.13万円(月3.7万円との差額)まで無償



認可外保育施設、ベビーシッターなど
(一般的にいう認可外保育施設、自治体の認証保育施設など)

月3.7万円まで無償



幼稚園、保育所、認定こども園 + 障害児通園施設

ともに無償
(幼稚園は月2.57万円まで)


3歳～5歳
 (上記以外)

- ・専業主婦(夫)家庭 など



幼稚園、認定こども園、障害児通園施設

無償
(幼稚園は月2.57万円まで)



幼稚園、認定こども園 + 障害児通園施設

ともに無償
(幼稚園は月2.57万円まで)

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定事由に該当することが必要となる。

住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償。

(注2) 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。 (※) 地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。